

(様式8)

補助金交付決定前着手届

令和〇年 5月10日

コメントの追加 [1]: この日より前に事業着手 (申込み・発注) した経費は、採択となった場合でも補助対象外。

(宛先) 秋 田 市 長

所在地 秋田市山王一丁目1-1
住 所 株式会社 秋田市
代表者氏名 代表取締役 秋田太郎

秋田市海外展開推進関係補助事業について、別記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着手したいので、届け出ます。

1 補助金の名称	秋田市海外展開推進関係補助金
2 補助事業実施年度	令和元年度
3 着手 (予定) 年月日	令和〇年 4月15日
4 完了予定年月日	令和〇年 3月31日
5 交付決定前着手を必要とする理由	本事業の骨格を成す〇〇見本市への出展について、出展申込みが4月20日締め切りであることから、やむを得ず交付決定前に事業着手する必要があります。
別記条件 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失等が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。 2 補助金交付要綱第6条に規定する審査委員会の審査により不採択となった場合において、補助金の交付を受けることができないことについて了承すること。 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内において、事業計画の変更は行わないこと。	

コメントの追加 [2]: 事前着手の「必要性」を記載すること。
なお、事前着手しても、必ず事業採択されるとは限らない。

